

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 指摘事項の具体例は、P. 6～18を参照。

1 平成20年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人101法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の平成20年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は241事項)。

(1) 二次評価の主な視点

平成20年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価については、平成21年3月30日に当委員会で決定した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)に沿って、同日当委員会の独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(以下「評価の具体的取組」という。)において示している点に特に留意して実施した。

(主な視点)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 二次評価における新たな取組

評価の視点及び評価の具体的取組において示している視点等のうち、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、国民の関心が高く、より一層の透明性の向上と厳格な評価が求められることから、各府省の協力を得て実態調査を実施した。その結果は、当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 契約の適正化（独法及び準用法人計103法人中93法人について指摘）

調査結果の概要（本文 P.239～265）

- ア 契約規程類の整備状況
- 指名競争入札限度額が国の基準と異なる（1法人）
 - 包括的随契条項(注)に係る基準が明確かつ具体的に定められていない（3法人）
 - 予定価格の作成・省略について会計規程等に明確に定められていない（12法人）
 - 総合評価方式や複数年度契約について会計規程等に明確に定められていない（23法人）
 - 総合評価方式や企画競争・公募を実施する場合に要領・マニュアル等が整備されていない（33法人）
- (注) 「その他随意契約とする特別の理由があるとき」など、随意契約とすることができることについて、包括的にしか定めていない条項
- イ 契約の審査体制の状況
- 82法人において「随意契約審査委員会」「入札検討委員会」等の審査組織（合計453組織）が設けられている
 - 上記の審査組織（453組織）のうち契約全般を対象とするのは234組織、第三者を構成員とするものは89組織、事前審査をするものは417組織

意見の概要

- ア 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、規程類の整備内容の適切性等について厳格に評価すべき（34法人）
- イ 法人の業務の特性、契約事務量、職員規模などを勘案した上で、契約事務手続に係る審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか検証結果を明らかにすべき（66法人）

調査結果の概要 (本文 P239～265)

ウ 随意契約見直し計画の進捗状況

	平成18年度	平成20年度	目標
競争性のない随意契約	1兆877億円	4,256億円	3,334億円

- 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)を達成していない (37法人)

エ 特定委託契約 (注) の再委託の状況

- 一括再委託の禁止措置や再委託の把握措置について内部規程等に定められていない (29法人)
- 再委託を行う場合に承認・届出等の手続を行っていない案件がある (5法人)
- 再委託の金額を把握していない案件がある (5法人)
- 随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がある (9法人)

(注) 試験、研究、調査、システムの開発・運用等の委託契約

オ 一般競争入札における1者応札の状況

	平成19年度	平成20年度
一般競争入札(a)	2万4,286件	3万5,662件
1者応札(b)	1万 805件	1万7,412件
割合(b/a)	44.5%	48.8%

- 1者応札の割合 (件数) が50%以上 (33法人)
- 1者応札の割合 (件数) が前年度より増加 (56法人)

意見の概要

ウ 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標を達成していない法人について、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果を引き続き明らかにすべき (37法人)

エ 特定委託契約における再委託の必要性等について厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の検討を促すべき (38法人)

オ 制限的な応札条件が設定されていないかなど厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討を促すべき (33法人)

※ 左記の調査結果も踏まえ、政府としては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、①競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、②一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検、見直しを行うこととしている。

イ 諸手当及び法定外福利費の適切性確保（独法101法人中84法人について指摘）

調査結果の概要（本文 P.267～300）

ア 諸手当

- ① 国家公務員と比べて給与水準が高い法人（51法人）のうち、給与水準に影響する手当（俸給の特別調整、扶養手当、住居手当等）について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当（41法人、延べ103手当）
- ② 給与水準に影響しない手当（通勤手当、特殊勤務手当等）について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当（29法人、延べ65手当）

イ 法定外福利費

国におけるレクリエーション経費の見直し等を契機に、以下のとおり支出の見直しが行われている。

支出項目	19年度に支出	うち廃止予定
互助組織への支出	31法人	11法人
文化・体育・レクリエーション事業への支出	57法人	33法人
食券交付等の給食費補助	27法人	20法人
慶弔関連への支出	81法人	2法人
福利厚生代行サービス等への支出	18法人	7法人

意見の概要

ア 諸手当について、

- ① 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき（38法人、延べ90手当）
- ② 社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき（27法人、延べ58手当）

イ 法定外福利費の支出について、他の法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき（81法人）

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計64事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構（総務省評価委員会）
- ✓ 農畜産業振興機構（農林水産省評価委員会）
- ✓ 空港周辺整備機構（国土交通省評価委員会）など 13法人（3評価委員会）

② 勧告の方向性、既往の政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

〈勧告の方向性関係〉

- ✓ 国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 日本学生支援機構、大学入試センター（文部科学省評価委員会）
- ✓ 農業・食品産業技術総合研究機構（農林水産省評価委員会）など 15法人（5評価委員会）

〈その他政府方針等〉

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構、医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 奄美群島振興開発基金（財務省評価委員会・国土交通省評価委員会）
- ✓ 環境再生保全機構（環境省評価委員会）など 13法人（7評価委員会）

③ 財務状況、保有資産の管理・運用等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 財務状況関係 3法人（2評価委員会）
- ✓ 保有資産の管理・運用等関係 3法人（2評価委員会）
- ✓ 関連法人への出資関係 3法人（3評価委員会）
- ✓ 給与水準・総人件費改革関係 14法人（7評価委員会）

3 意見の具体例

① 評定理由・根拠等が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

情報通信研究機構（総務省）

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：無線ネットワーク技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p> <p>評価項目：光量子通信技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p> <p>評価項目：バイオコミュニケーション技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：B評定(中期目標を概ね達成)</p> <p>評価項目：時空標準に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p>	<p>評価項目「無線ネットワーク技術に関する研究開発」、「光量子通信技術に関する研究開発」及び「時空標準に関する研究開発」については、<u>平成19年度の評価結果では評価がA評定(中期目標を十分達成)</u>とされ、「バイオコミュニケーション技術に関する研究開発」については、同評価結果では<u>評価がB評定(中期目標を概ね達成)</u>とされており、<u>20年度の評価結果においてはこれらすべての評価がAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)</u>とされている。しかしながら、研究成果について様々な言及があるが、中期目標の達成状況については必ずしも十分に示されているとは考えられない。</p> <p>したがって、<u>19年度評価においてA評定やB評定であったものを20年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされている</u>とは言い難い。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>最上級の評定を付すに当たり、中期目標の達成状況を踏まえた説明をすべきである。</u></p>

農畜産業振興機構（農林水産省）

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：肉用牛対策(※) 【評定：a(設定した指標が達成された)】</p> <p>厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金の的確な交付を目的に、四半期毎に基金造成必要額の報告を受け、<u>所要の基金造成(計169億円)を行ったことは、設定した指標の「取り組みが十分であった」としてa評定とする。</u></p> <p>(※) 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p> <p>(参考)評価指標 畜産に係る補助のうち肉用牛肥育経営安定事業に係る<u>所要(当面の必要額)の基金造成</u></p>	<p>肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、<u>補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたこと</u>をもって、<u>a評定(設定した指標が達成された(取り組みが十分であった))</u>が付されており、<u>根拠の説明が不十分である。</u>また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業(以下「基金事業」という。)を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題がみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業(畜産関係業務の41基金(平成21年10月現在)、砂糖関係業務の4基金(平成20年12月現在))について、<u>基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者</u>に的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。</p>

空港周辺整備機構(国土交通省)

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：民家防音工事補助事業 【評定：4(優れた実施状況)】</p> <p>空調機器の更新工事単価及び調査単価の減額を行ったほか、競争入札制度を導入し、事業費の縮減が図られている。また、積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を図り、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう努めている。</p> <p>他の特定飛行場と比較して、大阪では申請者からの委任が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、<u>全体としてみれば、整理合理化計画等に定められているこれらの取り組みを、20年度から速やかに実施しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</u></p>	<p>民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。</p> <p>これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点(優れた実施状況)と評価されている。</p> <p>しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認ができて、<u>優れた実施状況であることについての確認はできない。</u>また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、<u>減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。</u></p>

② 勧告の方向性、既往の政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際交流基金(外務省)

○ 受益者負担率の適切性の検証を促すような評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：日本語能力試験 【評定：S(中期計画の実施状況が当該年度において著しく順調)】</p> <p>受験者数、受験料収入とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成している。規模の効率点を超え、経費、受益者負担率も適切と考えられ、海外日本語事業推進の象徴的事業となっており、中期計画の達成状況は極めて順調である。今後もさらに努力し成果を挙げることを期待する。</p>	<p>海外における日本語能力試験については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2-2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、経費の縮減を促進することとされたことを受け、<u>受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされており、平成20年度は約2.4億円が還元されているが、評価結果をみると、受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、本法人へ還元された現地余剰金について、<u>受験者への還元の観点から受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。</u></p>

日本学生支援機構(文部科学省)

○延滞状況ごとの回収実績の明確化、延滞抑制策等の効果分析、回収率の厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																								
<p>評価項目：返還金の確保等の状況 【 評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている）】</p> <p>当年度分の回収率は、前年度から0.3ポイント向上し、返還金についても前年度を上回っており全体としては評価できるが、全体として回収率の向上は低調であるため、回収率の更なる向上に向けた取組が必要である。特に滞納分の回収率は年度により増減があるため、これらの要因の分析を更に進め、<u>回収業務の外部委託の結果を参考にしつつ、回収率の更なる向上に向けた取組が必要がある。</u></p> <p>(参考)全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況</p> <table border="1" data-bbox="264 1209 1106 1374"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体に係る回収率</td> <td>77.9%</td> <td>78.2%</td> <td>78.5%</td> <td>79.2%</td> <td>79.7%</td> </tr> <tr> <td>当年度分回収率</td> <td>92.4%</td> <td>93.0%</td> <td>93.3%</td> <td>93.7%</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>延滞分回収率</td> <td>14.4%</td> <td>14.6%</td> <td>13.8%</td> <td>14.2%</td> <td>14.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%	当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%	延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%	<p>奨学金の回収に関しては、これまでも機構が債務者の住所(特に転居後の住所等)を確実に把握していない、電話による督促が効果的・厳格に実施されていないなどの問題点が指摘されてきたところであり、機構においては、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告を踏まえ、当年度分の奨学金の回収強化とともに、特に延滞分の奨学金の回収について抜本的強化を図ることとしている。しかしながら、上記のとおり平成20年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、<u>延滞分回収率については改善が見られない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>延滞状況(当年度返還分、延滞3ヶ月未満、延滞3ヶ月以上1年未満、延滞1年以上8年未満、延滞8年以上等)ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、上記有識者会議で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべきである。</u></p>
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																				
全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%																				
当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%																				
延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%																				

大学入試センター(文部科学省)

○ 事業効果の明確化が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:インターネットを利用したハートシステムによる適切な大学進学情報の提供状況</p> <p>【 評定 : A (中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている)】</p> <p><u>ハートシステムや大学ガイダンスセミナーについては、参加者等の不満足の原因を分析し改善に役立てており、特にガイダンスセミナーでは高い満足度71.3%を得ている(満足度の指標70%は、平成13年度～16年度の平均数値58.8%を参考に目標として高めに設定した)。今後も、センターがなすべき役割を十分認識した上で、厳選した情報を提供するなど、利活用に向けて一層の知恵を出すことが望まれる。特にハートシステムについては、<u>昨年度の総務省の2次評価の指摘を踏まえ、速やかに対策の検討に着手し改善方策をとりまとめたことは認められる。</u>引き続き、更なる改善を求めたい。</u></p>	<p><u>インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行っている。</u>しかしながら、当該指摘を踏まえたハートシステムによる情報提供事業の効果については依然明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、<u>その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。</u></p>

農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)

○ 事務・事業の費用対効果や存廃の必要性を含めた評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																																				
<p>評価項目: 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 【評定: B(計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)]</p> <p><u>入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。教育方法・内容に関しては、本科において入学者の多様性を踏まえた充実したカリキュラムが設定されていること、農業者を対象とした専修科において農研機構の研究成果を活かしたコースが設定されていること、学生授業評価アンケートによる授業改善の取り組みがなされていること等、人材養成目的に即した教育課程が編成されており評価できる。20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。</u></p> <p>(参考)入学者数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員(A)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>入学者数(B)</td> <td>33</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>充足率B/A(%)</td> <td>66</td> <td>78</td> <td>46</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>77.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注1)平成19年度は、新たな農業者大学の開学に向けた準備のため、入学者はいない。 (注2)平成13～18年度までは、旧農業者大学本校分の数値である。</small></p>	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	定員(A)	50	50	50	50	50	50	—	40	入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	—	31	充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	—	77.5	<p>本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が18年度まで常态化(この間の定員充足率は40%～78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。</p> <p>これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。</p> <p>しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。</p>
年度	13	14	15	16	17	18	19	20																													
定員(A)	50	50	50	50	50	50	—	40																													
入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	—	31																													
充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	—	77.5																													

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○ 関連公益法人への業務委託について、契約方式の妥当性を含めた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:総合評価</p> <p>各都道府県の雇用開発協会等への業務の委託については、平成22年度から競争性のある契約形態へ移行すべく、外部の学識経験者、事業主団体代表者からなる審査委員会を設け、競争性及び透明性の確保に向け努力するなど、着実に検討を進めていることは評価できる。今後も取組を引き続き的確に行うことを期待する。</p>	<p>社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態(公募)に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態(企画競争)に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとはいえないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。</p> <p>今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</p>

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○目標未達成の要因分析と改善策を踏まえた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品) 【評定:B(中期目標を概ね達成している。)]</p> <p>新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6ヶ月の達成率50%に対して達成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと評価する。</p>	<p>本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、<u>目標達成に至っていない。</u></p> <p>本法人の<u>21年度からの第2期中期計画</u>においては、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、<u>申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(23年度には、1年短縮)が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増(18年度審査人員112人を21年度までに236人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に<u>行っていない。</u></u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</u></p>